

令和7年5月吉日

ミツバ健康保険組合加入者の皆様へ

ミツバ健康保険組合

禁煙推進事業の実施について

日頃はミツバ健康保険組合活動にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

ミツバ健康保険組合（以下、健保）では、令和2年度より保健事業の一環として「**禁煙治療補助**」と「**生活習慣病高リスク者への禁煙案内（以下、禁煙案内）**」を実施し、禁煙推進事業を積極的に進めて参ります。

「**禁煙治療補助**」では、禁煙治療で禁煙に成功された被保険者（社員）に対し、最大1万円の費用補助を行います。更に、「**禁煙案内**」では脳卒中・心臓病・慢性腎臓病の既往があり、かつ令和6年度健診質問票より喫煙習慣があると回答した方へ個別に禁煙案内を送付し、禁煙治療の受療を推進いたします。

この取り組みは、国から企業・団体等に対し、喫煙対策が求められていることはもとより、会社や健保においても年々上昇する医療費の多くを占めている生活習慣病（当健保の被保険者医療費の30.0%、2億6198万円を占める）の重大な危険因子である「喫煙」による健康被害を減少させることが背景にあります。また、健康増進法改正に伴い、望まない受動喫煙の防止を図る為原則屋内禁煙となったこと、健保の被保険者の喫煙率が全国平均より高値となっている現在の状況を鑑み「**禁煙治療補助**」と「**禁煙案内**」の2つの事業を同時に行い、喫煙対策を実施して参ります。

なお、生活習慣病は「喫煙」のみでなく、食生活、身体活動などの生活習慣が関連して発症する病気です。生活習慣病の発症予防として、特定健診・保健指導に重点を置き実施するとともに、生活習慣病の重症化予防についても引き続き行って参ります。

今後とも、健保の保健事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。